

# 大規模災害査定方針第12(1) に基づく現地調査

財務省・農林水産省・国土交通省

# 大規模災害査定方針第12(1)

## 「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説（国交省版） 抜粋

### 第十二. 追跡調査及び査定方法の妥当性の検証

(追跡調査及び査定方法の妥当性の検証)

第十二 この査定方針に基づく査定を実施した場合には、事業実施段階又は事業完了後、次の各号に定める追跡調査を行い、その調査結果に基づき、財務省と大規模災害時の査定方法の妥当性について検証を行う。

- (一) 第五に規定する机上査定を行った箇所のうち一部を抽出し、工法等について現地調査を行う。
- (二) 第五の規定により設定した机上査定上限額について、対象災害に係る全ての査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Sにあつては査定箇所全体のおおむね九割、区分Aにあつてはおおむね七割に達する査定箇所の査定設計額と机上査定上限額を比較調査する。
- (三) 第六の規定により設定した採択保留金額について、査定設計額が四億円以上の査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Sにあつては査定箇所全体のおおむね九割、区分Aにあつてはおおむね六割に達する査定箇所の査定設計額と採択保留金額を比較調査する。
- (四) 第七の規定による図面等を用いた場合、査定設計額と実施設計額との傾向を調査する。

1)追跡調査は、国土交通省において実施し、その調査結果に基づき財務省と査定の効率化の妥当性について検証します。

2)第十二(一)事業実施段階におけるサンプルチェックを実施します。

机上査定上限額について、効率化対象のうち一部を抽出し、国土交通省が現地調査を行い机上査定と比較し工法等の妥当性を検証します。

なお、現地調査は、机上査定終了後の原則工事着手までの現地調査可能な時期に実施します。

ただし、査定前着工を妨げるものではありません。

# 平成29年災における『現地調査』について

- 平成29年災については、「大規模災害査定方針」策定後初めての現地調査となることから、本省間において下記のとおり実施。

## 〔実施概要〕

- ・調査対象：対象は原則、「大規模査定方針 第5」を適用した査定。
  - 農水省：梅雨前線豪雨、台風18号及び21号
  - 国交省：梅雨前線豪雨
- ・対象区域：梅雨前線豪雨による被害が甚大であった（平成29年7月九州北部豪雨）福岡県及び大分県の各施設。
  - 農水省（農地・農業用施設）：福岡県1箇所
  - 国交省（公共土木施設）：福岡県1箇所、大分県1箇所
- ・調査日：平成30年 3月13日（火）
- ・その他：対象区域のサンプルチェックの条件は、原則工事着工前。

# サンプルチェック実施状況①

地区番号及び地区名 : 26-8013 火の谷

事業主体 : 朝倉市

施行位置 : 朝倉市城27

申請工種 : ため池

申請金額 : 8,755千円

採択事項 : 第13号(1)条項



# サンプルチェック実施状況②

査定番号及び河川路線等名 : 29災第300号 松末小学校雨量観測局

事業主体 : 福岡県

施工位置 : 朝倉市杷木星丸地内

申請金額 : 10,456千円

採択条項 : 第2・3・(二)・イ



# サンプルチェック実施状況③

査定番号及び河川路線等名 : 29災第280号 一級河川 鶴河内川

事業主体 : 大分県

施工位置 : 日田市大字河内地内

申請金額 : 6,817千円

採択条項 : 第2・2・(一)・イ



# サンプルチェック実施結果<農水省>

机上査定箇所の現地確認調査チェックリスト〔農水省版〕

申請者/工 種：朝倉市 / 仮設  
 地区番号/箇所番号：8013 / 26

1 申請箇所の確認

・工種名、地区番号・箇所番号の確認	特記欄	特記欄
	✓	

2 適用除外事項の確認

・申請箇所の位置と当該状況との対応	特記欄	特記欄
・当該箇所の位置によるものではない回答 (過半数)	✓	
・維持工事とみるべきもの	✓	
・固くして維持管理の義務を怠ったことと関係 して生じたものと認められる状態	✓	

3 机上査定内容の確認

① 事業の概況、状況、原因の把握

	特記欄	特記欄
・被災の経緯、経緯の確認	✓	
・被災の状況（現況）の確認	✓	
・被災の概要・メカニズムの把握	✓	

② 復旧工法の確認

	特記欄	特記欄
・復旧工法が、被災のメカニズムを踏まえたものとなっているか。	✓	
・復旧工法が、適当なものであるか、または、適切なものとなっているか。	✓	
・被害者の事前において比較工法が現地状況を踏まえたものとなっているか。	✓	
・復旧工法が、現実的かつ安全に施工できるものとなっているか。	✓	
・復旧工法が、二重対策となっているか。	✓	
・復旧工法が、周辺環境を踏まえ適切な対策となっているか。	✓	

③ 仮設工法の確認

	特記欄	特記欄
・仮設工法が、復旧工法及び現況を踏まえたものであるか。	✓	

④ その他

	✓	
--	---	--

4 机上査定の結果の判断

判断結果
机上査定は妥当

平成 20 年 8 月 13 日

査定官 菅 浩 憲 君  
 立会官 林 弘 行

# サンプルチェック実施結果<国交省>

(正)

机上査定箇所の現地確認調査チェックリスト<国交省>

申請者/河川・路線等名 : 福岡県 / 松末小学校雨量観測局  
 工事番号 : 29年災第300号

1 申請箇所の確認

河川・路線等名、工事番号の確認	特記事項	特記事項
	✓	

2 適用除外事項の確認

申請時の写真と現地状況との対比	特記事項	特記事項
・高橋調査実施済であるものではない(写真) (高年次)	✓	
・補修工事とあるべきもの(高年次)	✓	
・前にして維持管理の履歴を附したことに基づいて生じたもの認められる(高年次)	✓	

3 机上査定内容の確認

① 事象の要因、状況、発生の確認	特記事項	特記事項
・ 事象の要因、状況の確認	✓	
・ 被災の状況(死傷)の確認	✓	
・ 被災の要因・メカニズムの確認	✓	
② 復旧工事の確認	特記事項	特記事項
・ 復旧工事が、被災のメカニズムを踏まえたものとなっているか。	✓	
・ 復旧工法が、適当なものとなっているか。	✓	
・ 復旧は、過剰なものではないか。	✓	
・ 経費等の見積りに対して工法が、現地状況を踏まえたものとなっているか。	✓	
・ 復旧工法が、災害前かつ安全に施工できるものとなっているか。	✓	
・ 復旧工法が、二重対策となっているか。	✓	
・ 復旧工法が、周辺環境を踏まえた適切なものとなっているか。	✓	
③ 復旧工事の確認	特記事項	特記事項
・ 復旧工法が、復旧工法及び現地状況を踏まえた適切なものとなっているか	✓	
④ その他		
移設先の了解済(無償)		
判断結果	机上査定の結果は妥当	

机上査定箇所の現地確認調査チェックリスト<国交省>

申請者/河川・路線等名 : 大分県 / 一級河川 鶴河内川  
 工事番号 : 第280号

1 申請箇所の確認

河川・路線等名、工事番号の確認	特記事項	特記事項
	✓	

2 適用除外事項の確認

申請時の写真と現地状況との対比	特記事項	特記事項
・高橋調査実施済であるものではない(写真) (高年次)	✓	
・補修工事とあるべきもの(高年次)	✓	
・前にして維持管理の履歴を附したことに基づいて生じたもの認められる(高年次)	✓	

3 机上査定内容の確認

① 事象の要因、状況、発生の確認	特記事項	特記事項
・ 事象の要因、状況の確認	✓	
・ 被災の状況(死傷)の確認	✓	
・ 被災の要因・メカニズムの確認	✓	
② 復旧工法の確認	特記事項	特記事項
・ 復旧工法が、被災のメカニズムを踏まえたものとなっているか。	✓	
・ 復旧工法が、適当なものとなっているか。	✓	
・ 復旧は、過剰なものではないか。	✓	
・ 経費等の見積りに対して工法が、現地状況を踏まえたものとなっているか。	✓	
・ 復旧工法が、災害前かつ安全に施工できるものとなっているか。	✓	
・ 復旧工法が、二重対策となっているか。	✓	
・ 復旧工法が、周辺環境を踏まえた適切なものとなっているか。	✓	
③ 復旧工事の確認	特記事項	特記事項
・ 復旧工法が、復旧工法及び現地状況を踏まえた適切なものとなっているか	✓	
④ その他		
1 工区起点側の施工は安全な箇所確認。		
判断結果	机上査定の結果は妥当である。	



## 平成30年災からの現地調査実施計画

- 今回の実施結果を踏まえ、平成30年災からの現地調査については以下のように実施する。
- 調査対象となる災害は、原則、「大規模災害査定方針」が適用された災害とする。
- 調査対象は、
  - ① 農地・農業用施設(農水省農村振興局所管施設)及び公共土木施設(国交省水・国局所管施設)については、各農政局・地方整備局単位で対象災害毎に複数箇所
  - ② 上記以外の施設(林道・治山施設、漁港・漁業用施設、都市施設、港湾施設等)については、対象災害毎に複数箇所とする。
- 対象箇所は本省間において決定し、現地調査(立会)は、第4四半期を目安に、各財務局・農政局・地方整備局が、現地調査チェックリストを基に実施。

※ 但し、上記②の施設は、本省査定官等及び財務局立会官で実施。

# 平成30年災からの現地調査実施計画

○ 想定されるスケジュールは下記のとおり。

## <1月末>

- ・ 机上査定上限引き上げ箇所リストから、現地調査箇所について、本省間で抽出

## <2月以降>

- ・ 現地調査は、対象となる災害及び主務省の各局所管ごとに実施
- ・ 日程については、申請者より事前に災害査定官（検査官）及び財務局立会官に報告し設定

注) 現地調査時期については、積雪等の事情により別途調整。

## <3月以降>

- ・ 主務省の各局所管において、チェックリストの結果とりまとめ・評価
- ・ 大規模査定方針へのフィードバックに関する本省間調整